



三菱 UFJ 信託銀行株式会社

労働力搾取および人身取引の防止の取組みに関する声明（2019 年度）

はじめに

本声明は、英国現代奴隷法（2015）第 54 条に基づいて作成されたものであり、2019 年度にわたって、三菱 UFJ 信託銀行（以下「当社」）のサプライヤーもしくは当社の活動のいかなる部分においても、労働力搾取および人身取引が行なわれないための取組みがあることを説明するものです。

当社は引き続き、自らの活動、また、サプライヤー等との関係構築においても、プロとしての自覚と高い倫理感を持ち、絶え間ない改善努力を行なっています。労働力搾取および人身取引は、当社の企業価値と相反するものであり、当社内および当社のサプライヤー等においても決して許されるものではありません。当社は、本声明を通じて、この原則をより確固たるものにしたいと考えています。

基本情報

当社は、日本で設立され、日本に本店を置く金融機関であり、支店等を通じ、ロンドンを含む世界中において事業を展開しています。当社のグローバルな経営陣は、日本を本拠として、当社の全拠点が当社の企業価値を実現する活動を行なうよう監督しています。

方針および手続について

MUFG グループの一員として、当社は MUFG グループの経営ビジョンの実現に向け、行動規範を遵守して参ります。今年度は行動規範の強化および見直しが行われ、MUFG グループが職員に対して求める行動の期待値を説明すべく指導が行われました。MUFG グループの経営ビジョン・行動規範にしたがい、当社は、とりわけ、グループの全職員の人権を尊重し、公明正大かつ誠実な姿勢で臨み、当社に適用される法令や社会ルールを常に遵守し、犯罪行為には毅然とした対応を講じます。

また MUFG グループは全世界のグループ各社に適用される人権方針を公表しており、全ての事業活動における人権尊重への献身的な取り組みを明確に示しています。この方針には、当社のサプライヤーが人権侵害を回避するといった内容も含まれています。

MUFG グループが公表した MUFG 環境・社会ポリシーフレームワークは、グループの事業活動から生じる環境および社会リスクに取り組むためのアプローチを示しています。このフレームワークでは、MUFG グループおよびすべての事業体が児童労働または強制労働を行っている事業へのファイナンスを行うことを明示的に禁止しています。

当社は、ロンドン支店を通じて、英国における業務を行っています。ロンドン支店は、当社の業務および当社のサプライヤー等において、労働力搾取および人身取引が行なわれるリスクを減じるため、以下のような取組みを行なっています。

- ・ 人事規則を作成し、互いを尊重し、公正を期し、互いに協力し、チームワークを發揮し、互いに助け合い、互いに信頼し、透明性のある職場環境となるよう努めています。
- ・ 内部通報・従業員用苦情手続を作成し、全職員は労働力搾取や人身取引に関する如何なる不安であっても報告できる体制をとっています。
- ・ 労働力搾取や人身取引が、贈収賄やマネー・ローンダリングに繋がる行為の一つと認識し、贈収賄防止規則およびマネー・ローンダリング防止規則を作成しています。

デューディリジェンスのプロセスについて

当社は、ハラスメント等を行わず、見逃すことをしません。また、当社は、多様性を認め、全職員が個々に価値のある人間として認められ、尊重され、その意見が受け入れられる、分け隔てのない職場環境作りに努めています。当社は、最低賃金に係る規制など関連する法令上の義務に従い、差別することなく雇用に関する各決定を行なっています。

当社は、当社の行動規範と合致する倫理原則を持つサプライヤー等との取引に努めており、サプライヤーに対して、公正で倫理的な労働環境を整備していくことを期待しています。

ロンドン支店では労働力搾取に関するリスク（国リスクも含む）を特定、判断し、且つ必要とされる場合には管理強化を通知するために、外部委託先の新規契約手続きとリスク評価手続きを更に強化しました。

研修について

職員は年に一度、行動規範ならびにマネー・ローンダリング防止に関して研修を受けるものとされています。また、内部通報制度は全拠点に導入されています。

当社の経営は、労働力搾取および人身取引が、世界中で重要かつ重大な問題となっていることを十分に認識しています。

本声明は、当社の取締役会において 2020 年 8 月 31 日に承認されています。

岡田匡雅

取締役常務執行役員
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
MUFG グループ